

「窓の性能表示制度」運用基準
「窓の性能表示ラベル」細則(住宅用)(別添)

「窓の性能表示ラベル」(告示令和5年3月28日)の貼付についての、協会内の運用上の細則について定める。
但し経済産業省からの判断が示された場合は、これを優先する。

I. 性能の表示方法と対象商品

表示方法は経済産業省の定める「窓の性能表示制度」の告示に基づき表示する。

- 1) 貼付対象は住宅の一重窓に限定する。
- 2) 玄関ドア、玄関引戸は貼付対象外とする。
- 3) 二重窓(樹脂内窓を含む)は貼付対象外とする。
- 4) 協会加盟各社が取り扱う輸入サッシについても同一の基準とする。

II. 窓の性能表示対象品目

1) 主な対象品目

種類	省エネ表示対象品目	備考
窓(サッシ) ※内窓除く	FIX窓	
	引違い、片引き、引分け窓等	
	上げ下げ、片上げ下げ窓	
	開き、縦すべり出し窓	
	勝手口ドア・勝手口引戸	外皮計算において、窓等の大部分がガラスで構成される開口部と判断されるため
	すべり出し窓	
	内(外)倒し窓等	
	折りたたみ戸	

※連段窓は窓と窓の組み合わせのため、原則として一つ一つの窓の性能を表記することとする。

2) 主な対象外品目

種類	省エネ表示対象外品目	備考
窓	出窓、天窓	JIS A 4710の試験方法に該当しないため対象としない
	ダブルガラスルーバー	
	ガラスブロック	
ドア/引戸	玄関ドア	窓ではないため、対象としない
	玄関引戸	
内窓	内窓	外窓ではないため、対象としない